

県有財産への太陽光発電設備等導入事業（PPA方式／財産貸付一括導入） 仕様書

1 事業内容

(1) PPA方式

ア 事業概要

- (ア) 事業者は、事業予定者として決定した後、群馬県（以下「県」という。）との間で基本協定を締結し、県の示す候補施設及び県有施設に隣接する候補地（別紙1）に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、県に報告する。
- (イ) 事業者は、県が設備（太陽光発電設備及び付帯設備をいう。以下同じ。）設置が可能と判断した施設及び土地における行政財産の使用許可を受け、設備の導入を自らの責任で行う。
- (ウ) 事業者は、県との間で候補施設への電力購入契約（Power Purchase Agreement。以下「PPA」という。）を締結し、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- (エ) 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設及び当該設備を設置した土地に隣接する県有施設で自家消費する。設備導入施設で自家消費できない電力が発生する場合は、候補施設内で設置した太陽光発電設備の発電量が自家消費量を下回る県有施設、又は余剰電力供給先候補施設へ供給する取組の提案に努める。
- (オ) 事業者は、運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、原則、設備を撤去する。撤去により施設の防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。なお、事前に県から設備撤去以外の取扱いの希望があった際は、県と協議する。
- (カ) 本事業は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこととする。

イ 事業期間等

- (ア) 事業期間は、基本協定を締結した日から設備の撤去完了日までとする。
- (イ) 運転期間は、設備の運転開始日から原則、最長で20年間とする。なお、国の補助事業等を活用する場合は、当該補助事業等の交付要綱等の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。
- (ウ) 設備の導入時期については原則、令和7年度末までとする。ただし、電力供給開始時期や系統連系を行う場合の申請に伴い発生した追加の設備導入時期については、施設毎に県と協議の上、決定する。また、学校施設は工事を夏季休業日や冬季休業日に行うなど、候補施設ごとの事情に配慮すること。

ウ 契約単価

- (ア) 県は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において事

業者に毎月支払う。

- (イ) 電力使用量は、検定を受け、検定有効期間内の電力量計により計測されたものとする
こと。
- (ウ) 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとすること。
- (エ) 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できない。
- (オ) 基本料金単価の設定は、行わないこと。
- (カ) 契約単価には、PPA 方式における設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、
本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めること。また、現地調査、
設備容量検討及び構造調査の結果を県に報告した結果、県が設置しないと判断した施設
があった場合は、当該施設の調査に要した費用も含めて良い。
- (キ) 契約単価は、候補施設及び余剰電力供給先候補施設ごとに単価を設定し、契約期間中
において、原則、一定額とすること。

(2) 財産貸付

ア 事業概要

- (ア) 事業者は、事業予定者として決定した後、県との間で基本協定を締結し、県の示す候
補地（別紙1）に対して詳細調査を行い、県へ報告する。
- (イ) 事業者は、候補地ごとの関係法令の手続を行った後、県との間で候補地における賃貸
借契約を締結し、設備の導入を自らの責任で行う。
- (ウ) 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- (エ) 導入した設備による発電電力は、最大限、群馬県内で消費するよう努める。
- (オ) 事業者は、運転期間終了後等、設備が使用できなくなった場合は、設備を撤去する。
- (カ) 本事業は、再エネ特措法に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。

イ 事業期間等

- (ア) 事業期間は、基本協定を締結した日から設備の撤去完了日までとする。
- (イ) 運転期間は、設備の運転開始日から原則、最長で 20 年間とする。なお、国の補助事業
等を活用する場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。
- (ウ) 設備の導入時期については可能な限り早期の導入を目指すこと。ただし、候補地ごと
の関係法令の手続に係る期間を踏まえ、県と協議の上、決定する。

ウ 事業費用

- (ア) 貸付料の参考価格は、別紙1のとおりとする。賃貸借契約締結時に変動する可能性が
ある。
- (イ) 貸付料の納付については、県と別途協議の上決定すること。
- (ウ) 貸付料は、賃貸借契約を締結した日から設備の撤去完了日までとする。設備の運転終
了後の原状回復についても事業期間中に行うものとし、当該期間中も貸付料が発生する。

2 設備工事前の調査・手続

(1) PPA方式

ア 土地利用条件

- (ア) 土地は原状のまま使用させる（図面等と現況が相違している場合、現況が優先する）。造成等が必要な場合は、事業者の責任及び費用負担で実施すること。
- (イ) 県は、本事業に係る測量や調査を実施しない。測量や調査が必要な場合は、事業者の責任及び費用負担で実施すること。
- (ウ) 土地の使用にあたり、関係法令に基づく届出、許可申請等の手続が必要な場合は、事業者の責任及び費用負担で所管する官公庁に対して実施すること。
- (エ) 事業者は、事業期間中、設備設置可能と判断した土地の維持管理（修繕、草木等の伐採、剪定等を含む）は全て事業者の責任及び費用負担で実施すること。
- (オ) 事業期間満了時まで、原則、原状回復すること。土地の返還に伴う設備撤去及び原状回復の費用、造作の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等について、事業者は県に請求することはできない。なお、事前に県から設備撤去以外の取扱いの希望があった際は、県と協議すること。

イ 現地調査

候補施設及び候補地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設のエネルギー使用設備の確認、候補施設の雨漏りの状況、防水層の工法と仕様等の必要な調査を実施し、県へ報告すること。調査は、設備設置に係る課題を県と協議した上で行う。

ウ 設備容量検討

調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、周辺環境に大きな影響を及ぼさない範囲、かつ既存施設の機能を損なわずに、最大限の規模で太陽光発電設備を導入できるように検討すること。なお、事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設及び当該設備を設置した土地に隣接する県有施設に供給すること。設備導入施設で自家消費できない電力が発生する場合は、候補施設内で設置した太陽光発電設備の発電量が自家消費量を下回る県有施設、又は余剰電力供給先候補施設へ供給する取組の提案に努める。事業者は、太陽光発電設備等により発電した電力について、非常時に当該県有施設で使用できるように非常用コンセント盤等を設けること。

エ 構造調査

- (ア) 設備を候補施設の建物上に設置する場合、構造検討を行い、発生する加重増加等の影響について、候補施設ごとの災害リスクを踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して候補施設の建物の耐久性が問題ないことを書面により県に報告すること。また、設備設置場所の環境に応じた設計及び材料選定を行い、設備の耐食性が問題ないことを書面により県に報告すること。報告書は、構造設計一級建築士が確認

したことが分かるものを提出すること。

- (イ) 設備を候補地に設置する場合、設備の構造について、候補地ごとの災害リスクを踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して耐久性が問題ないことを書面により県に報告すること。また、設備設置場所の環境に応じた設計及び材料選定を行い、設備の耐食性が問題ないことを書面により県に報告すること。

オ 各種関係手続

- (ア) 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出すること。特に、設備設置に係る建築基準法の高さ制限については十分留意すること。なお、提出時期が著しく遅れる候補施設及び候補地は、県と当該時期について調整すること。
- (イ) 県が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した施設及び土地のみ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可の申請を行うこと。候補施設に係る使用許可の期間は 1 年とし、当該使用許可の期間が満了する前に、再度、使用許可の申請を行い、使用許可を受けること。
- (ウ) 行政財産使用許可に係る施設及び土地の使用料は、事業期間中、免除とする。
- (エ) 県が事業者の使用を許可する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備等については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むこと。

(2) 財産貸付

ア 土地利用条件

- (ア) 立地場所に相応しく、本事業の趣旨に合致する用途で利活用すること。また、次に掲げる用途に供するために土地を利活用することはできない。
 - a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に係るもの及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類するもの
 - b 暴力団関連施設
 - c 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所その他これらに類するもの
 - d 火葬場、と畜場その他これらに類するもの
 - e 汚染処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの
- (イ) 土地は原状のまま貸し付ける（図面等と現況が相違している場合、現況が優先する）。既設構造物の撤去や造成等が必要な場合は、事前に県と協議の上、事業者の責任及び費用負担で実施すること。
- (ウ) 県は、本事業に係る測量や調査を実施しない。測量や調査が必要な場合は、事業者の責任及び費用負担で実施すること。
- (エ) 事業者は、事業期間中、設備設置可能と判断した土地の維持管理（修繕、草木等の伐採、剪定等を含む）は全て事業者の責任及び費用負担で実施すること。

(オ) 事業期間満了時まで、原則、原状回復すること。ただし、既設構造物の原状回復の要否は県と協議のうえ、土地の返還を行うこと。土地の返還に伴う設備撤去及び原状回復の費用、造作の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等について、事業者は県に請求することはできない。

イ 詳細調査

(ア) 候補地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、候補地関係者への聞き取り、現地測定等の必要な調査を実施し、県へ報告すること。調査は、太陽光発電設備等の設置に係る課題を県と協議した上で行うこと。

(イ) 太陽光発電設備等の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、周辺環境に大きな影響を及ぼさない範囲で、候補地ごとに最大限の規模で太陽光発電設備を導入できるよう検討すること。また、発電した電力は、最大限、群馬県内で消費するよう努めること。

設備の構造について、候補地ごとの災害リスクを踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して耐久性が問題ないことを書面により報告すること。また、設備設置場所の環境に応じた設計及び材料選定を行い、設備の耐食性が問題ないことを書面により県に報告すること。

(ウ) 事業者は、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等の詳細調査結果を県に提出し、確認を受けること。なお、提出時期が著しく遅れる土地は、県と当該時期について調整すること。

(エ) 土地の使用にあたり、関係法令に基づく届出、許可申請等の手続が必要な場合は、事業者の責任及び費用負担で所管する官公庁に対して実施すること。

(オ) 事業者は、県との間で候補地に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第1項に基づく賃貸借契約により貸付を受けること。

3 設備の設置（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、施設及び土地へ設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) PPA方式

ア 設置工事の仕様

(ア) 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

(イ) 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令等を遵守すること。

- (ウ) 太陽光発電設備等の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C 8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- (エ) 太陽光発電設備等及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとし、設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス A 以上を適用すること。
- (オ) 太陽光発電設備等は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- (カ) 施設の屋根に設備設置する場合は、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。
- (キ) 日影、反射光、輻射熱、騒音及び電磁波による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。また、騒音、振動等が発生する作業は、施設の運営に支障がない日時に実施すること。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- (ク) 積雪の可能性のある施設の屋根に設備設置する場合は、設備周辺への落雪の影響に十分配慮した設計・施工を行うこと。
- (ケ) 事業者は施設及び土地への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を県に提出し、確認を受けること。
- (コ) 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- (サ) 施工にあたり、県の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- (シ) 事業期間中、県の職員等が行う既設設備等の保守点検や施設の維持管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。
- (ス) 設備に係る配線ルートについては、施設及び土地の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、県との協議により決定すること。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- (セ) 工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成すること。また設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先し、停電を伴う場合は、県と事前協議の上施設の電気主任技術者若しくは管理担当者にも報告を行い、その指示に従うこと。
- (ソ) 事業者は、対象となる施設及び施設の管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等については県と協議のうえで決定する。
- (タ) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- (チ) 工事完成時には、現場で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を 2 部作成し、県に引き渡すこと。

なお、完成図面は、PDF 形式データのほかにオリジナル CAD データを提出すること。

イ その他の事項

- (ア) 事業者は、施設及び土地を事業以外の用途に使用してはならない。
- (イ) 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設及び土地の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設及び土地から設備を速やかに撤去し、撤去により施設及び土地を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- (ウ) 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去すること。撤去により施設及び土地を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- (エ) 事業者は、国の補助金等を活用する場合には、申請等について県と協議するとともに、あらかじめ県の承認を得た上で申請書等を提出すること。

(2) 財産貸付

ア 設置工事条件

- (ア) 事業の計画及び実施に際しては、関係法令を遵守し、法令に基づく申請及び諸手続等は、全て事業者の責任及び費用負担で実施すること。また、事業計画、関係法令申請状況及び施工状況等を県に報告すること。
- (イ) 事業者の責任及び費用負担で、設備等の設計・施工や工事搬入路の確保を実施すること。施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- (ウ) 施工にあたり、安全に支障が起きないように、県と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- (エ) 事業期間中、県の職員等が点検等を行う際は、県と事業者で事前相談をし、候補地の立入りに支障が生じないようにすること。
- (オ) 設備に係る配線ルートは、土地の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、県との協議により決定すること。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものが分かるような表示を行うこと。
- (カ) 候補地に利用できる上下水道、電気及びガスはないため、工事用水、工事用電源等は事業者で確保すること。
- (キ) 日影、反射光、輻射熱、騒音及び電磁波による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。また、騒音、振動等が発生する作業は、近隣の県有施設の運営に支障がない日時に実施すること。地域住民及び土地管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- (ク) 資材等の搬入に際して、候補地周辺の利用者に支障が出ないように、監視員を置くなどの安全管理を徹底すること。
- (ケ) 周辺の工事に合わせて安全管理や舗装復旧の工程等、工事に必要な調整を行うこと。

- (コ) 施工に伴う草木伐採、不陸整正等は全て事業者が実施するものとし、発生した伐採草木やコンクリート塊等の廃棄物は適正に処理すること。
- (サ) 太陽光発電設備等は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- (シ) 工事完成時には、現場で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を 2 部作成し、県に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかにオリジナル CAD データを提出すること。

イ その他の事項

- (ア) 事業者は、当該土地を本事業以外の用途に使用してはならない。
- (イ) 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該土地の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において土地から設備を速やかに撤去し、撤去により土地を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- (ウ) 運転期間終了後等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去すること。撤去により土地及び既設構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- (エ) 事業者は、国の補助金等を活用する場合には、申請等について県と協議するとともに、あらかじめ県の承認を得た上で申請書等を提出すること。

4 維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、県に設備の維持管理計画書を提出し、県の確認を受けること。当該維持管理計画書及び以下に基づき、事業者は、設備の維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適切な対応を行うこと。

(1) PPA 方式

- ア 事業者は、施設の電気主任技術者若しくは管理担当者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者若しくは管理担当者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、毎年 1 回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。また、施設とは別に電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。
- イ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とすること。
- ウ 事業実施中及び設備の撤去の際に、施設に雨漏り等の不具合が生じた場合は、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備に起因する場合は、事業者の責任及び負担で速やかに修復すること。また、外壁塗装や屋上防水の保証が継続中であり、設備を設置することで保証が切れる場合、事業者は、その保証を引き継ぐこと等を含め、県と別途協議すること。
- エ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。

オ 設備を設置した施設について、県が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び取り外し、保管、再設置に応じること。また、設備の運転停止から再設置に伴う費用負担が発生した場合、1回は事業者の負担とする。設備の運転停止から再設置に伴う設備の運転停止期間に関しては、発電量の補償は行わない代わりに、設備の運転期間には含まない。

カ 候補施設及び候補地に隣接する県有施設が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属すること。

キ 事業者は、当該設備を設置した施設及び土地について、設備導入による発電量、温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行うこと。事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認する。

ク 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

ケ 設備の盗難等に対する防犯対策として、次の対策等を行うこと。また、盗難が発生した場合、事業者の責任と負担で原状回復すること。

(ア) 設備周囲にフェンス等を設置し、不法侵入を防止すること。

(イ) 盗難等の犯罪行為と疑われる設備異常を認知した場合は、即時に警察へ通報すること。

(2) 財産貸付

ア 事業者は、県と責任分界点、保全の内容等を協議し、維持管理すること。さらに、設備が故障した場合は、事業者の責任と負担において修理を行うこと。また、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。

イ 事業者は、事業期間中、設備設置可能と判断した土地の維持管理（修繕、草木等の伐採、剪定等を含む）は全て事業者の責任及び費用負担で実施すること。

ウ 事業者は、当該土地に設置した設備について、県が発電量、温室効果ガス排出削減量及びその他本事業の実施に伴う状況を求めた場合は速やかに提出すること。

エ 発生した事故や維持管理上の障害等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。

オ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

カ 設備の盗難等に対する防犯対策として、次の対策等を行うこと。また、盗難が発生した場合、事業者の責任と負担で原状回復すること。

(ア) 設備周囲にフェンス等を設置し、不法侵入を防止すること。

(イ) 盗難等の犯罪行為と疑われる設備異常を認知した場合は、即時に警察へ通報すること。

5 責任分担の基本事項（PPA方式及び財産貸付共通）

上記1～4を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」について、別紙2及び以下のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

(1) 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（若しくはこれ

らと同等の補償内容の他の保険)に加入し、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の負担により設備の撤去を行い、原状回復の要否について県と協議のうえ、施設及び土地の返還を行うこと。
- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

6 その他 (PPA 方式及び財産貸付共通)

県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与する。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、貸与資料の内容を確認後、速やかに貸与資料を返納すること。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施すること。

公募時の提案内容については、原則事業者決定後に仕様に追加することとし、詳細については県と事業者で協議して決定する。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定する。

別紙1 県有財産への太陽光発電設備等導入事業 (PPA 方式/財産貸付一括導入) 候補財産及び
余剰電力供給先候補施設一覧 別添

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		県	事業者	
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○	
計画 ・ 設計 段階	物価	物価変動		○
	応募に係る費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設 段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払 関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持 管理 関連	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	県有施設損傷	設備に係る事故・火災による県の土地、施設及び設備の損傷	設備に起因する県有地及び県有施設への障害	
県有地及び県有施設に起因する事故・火災による県の土地、施設及び設備損傷			○	
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による県の土地、施設及び設備への損害、県有施設運営・業務への障害		○